

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 9 日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第 2 4 8 号

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱の一部
を改正する告示

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱（平成 2 6
年告示第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この要綱は、母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、訓練給付金を支給し、もってひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号。以下「法」という。）第 3 1 条第 1 号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第 3 1 条の 1 0 において準用する法第 3 1 条第 1 号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金で、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 3 9 年厚生省令第 3 2 号）第 6 条の 5 に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が 2 0 歳に到達する者（「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（令和 8 年 4 月 9 日付けこ支家第 1 8 0 号こども家庭庁支援局長通知）別添 1 自立支援

教育訓練給付金事業実施要綱 9（５）に規定する支給方法の特例に係る場合においては現に扶養する児童が 20 歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金を含むものをいう。

(2) ひとり親家庭 母子家庭又は父子家庭をいう。

(3) 児童 法第 6 条第 3 項の児童をいう。

(4) 母子家庭の母及び父子家庭の父 法第 6 条第 1 項の配偶者のない女子又は同条第 2 項の配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。

第 2 条中「ひとり親家庭の父母」を「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定を受けた教育訓練受講中に児童が 20 歳に到達した場合も、講座の受講終了までは支給対象者に含めるものとする。

第 4 条第 2 号中「、160 万円」の次に「。准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合で 200 万を超えるときは、200 万円」を加え、同条第 3 号中「、240 万円」の次に「。准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合で 300 万円を超えるときは、300 万円」を加える。

第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 10 条第 3 項第 7 号中「ひとり親家庭の父母」を「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改める。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記
様式第 1 号（第 6 条第 1 項）

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書
年 月 日

八街市長 様

住 所
氏 名
生年月日
電話番号
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記の教育訓練講座を受講したいので、自立支援教育訓練給付金の対象講座としての指定を申請します。

記

教育訓練施設	名 称			
	所 在 地		電 話 番 号	
教育 訓 練 講 座 の 名 称				
教 育 訓 練 の 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日		
所 要 経 費 の 予 定 額		入学料	受講料	合計額
		円	円	円
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無		受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が 有 ・ 無		
過 去 の 受 給 の 有 無		過去に自立支援教育訓練給付金の支援を受けたことが 有 ・ 無		
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無		准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が 有 ・ 無		
養 育 費 の 状 況 (児童扶養手当の認定を受けていない場合)		養育費を 受けている (から 円) 受けていない		
八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱第 6 条第 2 項各号の書類に係る事実について、市が公簿等により確認することに同意します。				
氏 名				

(注)

- 1 支給対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料であり、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます（以下同じ。）。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。6割相当額が1万2千円を超えない場合は、支給対象となりません。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。

なお、上記にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を修了し、開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給者で当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して一年以内に就職等した者又は当該教育訓練修了時点で就職等している者に限っては、入学料及び受講料の合計額の85パーセント相当額となり、限度額は修学年数に60万円を乗じた額と240万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万）のいずれか低い額となります。

雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格がある者については、上記の金額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 所要経費については、標準的な予定金額であり、受講終了後に教育訓練施設により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 申請書を提出した後、以下の状況が発生した場合は、その旨報告してください。なお、講座を修了しなかった場合又は講座修了前に市外へ住所を異動した場合は、自立支援教育訓練給付金は受けられなくなります。
 - (1) 受講前又は受講途中でやめた場合
 - (2) 市外へ住所を異動した場合
 - (3) 支給要件を欠くこととなった場合

- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、指定を受けた教育訓練講座修了後に、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書により、申請することが必要です。

ただし、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講し、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者に限っては、支給単位期間（6か月）ごとの支給をすることが可能です。

様式第 2 号（第 7 条）

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

八街市長



年 月 日付けで申請のありました八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給対象講座について、次のとおり指定することに決定しましたので、通知します。

		指 定 番 号		
氏 名		生 年 月 日		
住 所				
教育訓練施設	名 称			
	所 在 地		電 話 番 号	
教育訓練講座の名称				
教 育 訓 練 の 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
所要経費（予定）		入学料	受講料	合計額
		円	円	円
支 給 方 法				
(備考)				

(注)

- 1 支給対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料であり、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます（以下同じ）。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。6割相当額が1万2千円を超えない場合は、対象となりません。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に進学する場合の限度額は200万円）です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格がある者については、上記の金額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要経費については、標準的な予定金額であり、受講修了後に教育訓練施設により証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 指定申請書提出後、以下の状況が発生した場合は、その旨報告してください。なお、講座を修了しなかった場合又は講座修了前に市外へ住所を異動した場合は、八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は受けられなくなります。
 - (1) 受講前又は受講途中でやめた場合
 - (2) 市外へ住所を異動した場合
 - (3) 支給要件を欠くこととなった場合
- 5 八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、指定講座の受講修了後、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内に改めて「八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号）」に講座指定通知書、教育訓練施設からの受講修了証等の必要書類を添えて申請手続きを行ってください。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

別記様式第 4 号及び別記様式第 4 号の 2 を次のように改める。

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書

八街市長 様

個人番号

--	--	--

記

教育訓練施設	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号
教育訓練講座の名称		
教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)	
うち支給単位期間	うち 年 月 日 ～ 年 月 日 (初 日) (末 日)	
所要費用	入学科 受講料 合計額 円 円 円	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	
養育費の状況 (児童扶養手当の認定を受けていない場合)	養育費を 受けている (から 円) 受けていない	
八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱第8条第2項第1号から第3号までの書類に係る事実について、市が公簿等により確認することに同意します。		
氏 名		

(注)

- 1 支給申請期間は、指定講座修了日（特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。
- 2 支給対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料であり、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます（以下同じ）。
- 3 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。6割相当額が1万2千円を超えない場合は、対象となりません。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。

なお、上記にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を修了し、開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者で当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した者又は当該教育訓練修了時点で就職等している者に限っては、入学料及び受講料の合計額の85パーセント相当額となり、限度額は修学年数に60万円を乗じた額と240万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は300万円）のいずれか低い額となります。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格がある者については、上記の金額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 4 指定申請書提出後、以下の状況が発生した場合は、その旨報告してください。なお、講座を修了しなかった場合又は講座修了前に市外へ住所を異動した場合は、八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は受けられなくなります。
 - (1) 受講前又は受講途中でやめた場合
 - (2) 市外へ住所を異動した場合
 - (3) 支給要件を欠くこととなった場合
- 5 八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書により、申請することが必要です。

様式第4号の2 (第10条第1項)

八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

八街市長 様

住所

氏 名

生年月日

電話番号

個人番号

--	--	--

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

記

教育訓練施設	名 称			
	所 在 地		電 話 番 号	
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称		
就職等年月日	年 月 日	就職先等名称		
事業主の証明	就職先住所	就職先電話番号		
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日			
	事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)			
所要費用	入学料 円	受講料 円	合計額 円	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額		円	自立支援教育訓練 給付金の受給額	円
養育費の状況 (児童扶養手当の認定を受けていない場合)	養育費を 受けている (から 円) 受けていない			
八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱第10条第3項第1号から第3号までの書類に係る事実について、市が公簿等により確認することに同意します。				
氏 名				

(注)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る取得をし、かつ、当該教育訓練を終了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 支給対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払った入学料及び受講料であり、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます（以下同じ）。
- 3 支給額は入学料及び受講料の合計額の85パーセント相当額です。ただし、支給相当額が1万2千円を超えない場合は、対象となりません。支給額は、教育訓練施設により証明された対象経費の金額に基づき算定します。（1円未満切捨て）
なお、限度額は修学年数に60万円を乗じた額と240万円（准看護師及び看護師の養成機関に引き続き進学する場合は300万円）のいずれか低い額となります。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格がある者については、上記の金額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 4 資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 5 就労等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 6 申請書提出後、以下の状況が発生した場合は、その旨報告してください。なお、講座を修了しなかった場合又は講座修了前に市外へ住所を異動した場合は、八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金は受けられなくなります。
 - (1) 受講前又は受講途中でやめた場合
 - (2) 市外へ住所を異動した場合
 - (3) 支給要件を欠くこととなった場合

<対象経費>

- ア 入学料（指定講座の受講の開始に際し、納付する入学金又は登録料）
- イ 受講料（指定講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））
- ウ 上記ア及びイに係る消費税

<対象除外経費>

- ア その他の検定試験の受講料
- イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 指定講座の補講費及び希望により行われる訓練等に要する費用
- エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- オ 学債等、将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等
- キ クレジット会社を介して支払う場合の、クレジットカード会社に対する分割払い手数料（金利）
- ク 支給申請者が、支給申請時点で教育訓練施設に対し未納となっている費用

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の八街市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給に関する要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。